

〇おおぶ子育てサポート優良事業者表彰実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、仕事と子育ての両立支援のための職場環境の整備を促進し、その成果を挙げている事業者(営利を目的として、事業を営む法人又は個人をいう。以下同じ。)を表彰するおおぶ子育てサポート優良事業者表彰(以下「表彰」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業者)

第2条 表彰を受けることができる事業者は、次の各号のいずれにも該当する事業者で、次条の表彰基準を満たすものとする。

- (1) 市内に本社又は事業所があり、かつ、常時雇用する労働者が300人以下であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと及び第4条第2項の申請を提出した以後に指名停止を受けている期間がないこと。
- (3) 労働基準法(昭和22年法律第49号)、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)に違反する重大な事実がないこと。

(表彰基準)

第3条 表彰基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「法」という。)第12条の一般事業主行動計画(以下「行動計画」という。)を策定し、厚生労働大臣にその旨を届け出ていること。
- (2) 行動計画に法第7条第1項の行動計画策定指針に規定する「六 一般事業主行動計画の内容に関する事項」の「1 雇用環境の整備に関する事項(1)子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備」の各項目のうちから1項目以上が盛り込まれていること。
- (3) 行動計画を実施した実績があること。

(選考方法)

第4条 市長は、表彰する事業者(以下「被表彰者」という。)を選考するに当たり、公募又は推薦の方法により、候補となる事業者を募集するものとする。

- 2 前項の規定により応募又は推薦しようとするものは、おおぶ子育てサポート優良事業者表彰申請書(別記様式)に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により応募又は推薦のあった事業者について、大府市次世代育成支援対策協議会の審査に付し、被表彰者を決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、毎年1回定期に行う。ただし、特別の事情があるときは、随時に行うことができる。

- 2 表彰の方法は、被表彰者に対し、表彰状を授与するとともに記念品を贈呈することに

より行う。

3 市長は、被表彰者について広報おおぶ等により公表するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年1月4日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。